

『系統金融検査マニュアル【令和5年3月】』
補 遺

本書発行後、2024年4月1日に「系統金融検査マニュアル（預貯金等受入系統金融機関に係る検査マニュアル）」が一部改正されましたので、その内容を「補遺」として下記のとおりまとめました。

記

◆下表の該当頁・該当箇所の変更に

該当頁・該当箇所	変 更
24頁 上から7行目	「中小企業再生支援協議会」を 「中小企業活性化協議会」に変更
27頁 上から19行目	
28頁 上から3行目	
28頁 下から17行目	
32頁 上から14行目	
34頁 上から9行目	
35頁 上から10行目	
35頁 上から17行目	

73頁

◆下から12行目

- ・「農業信用基金協会の監督に当たっての留意事項について（事務ガイドライン）」を「農業信用基金協会向けの総合的な監督指針」に変更

267頁

◆上から7行目の次に以下を加える

(13) 個人番号の利用による預貯金口座の管理等

- ① 個人番号の利用による預貯金口座（他の金融機関が管理する預貯金口座を含む。）の管理の諾否の確認及び預金保険機構への個人番号等の通知（預金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和3年法律第39号）第3条及び第5条
- ② 預貯金口座について、預貯金者の本人特定事項その他預貯金の内容に関する事項を個人番号により検索することができるよう適切な管理（同法第6条）
- ③ 災害時又は相続時に預貯金者又はその相続人から預貯金口座に関する情報の提供を求められた場合、本人であること又は相続人であることの確認（同法第7条及び第8条）

◆数字番号繰下げ

- ・(13) の追加に伴い、上から8行目以降の(13)(14)の数字番号を順次1つ繰り下げる

以上